自治体における情報システム調達ガイドライン策定の現状と課題 Current status and issues of formulating information system procurement guidelines in municipalities

本田正美[†]
Masami Honda[†]

†東京工業大学
[†]Tokyo Institute of Technology

要旨

自治体においては、情報システム調達業務プロセスのあり方を示した情報システム調達ガイドラインが策定されている. これは2003年に高知県が策定した「高知県情報システム調達ガイドブック Ver.1」を嚆矢とすると目される取り組みである. 以後、全国の自治体で策定が進み、既に改定もなされるような状況にある. 本研究では、情報システム調達ガイドラインの策定に関わる現状とその課題を論じる.

1. 概要

自治体においては、情報システム調達業務プロセスのあり方を示した情報システム調達ガイドラインが策定されている。これは 2003 年に高知県が策定した「高知県情報システム調達ガイドブック Ver.1」を嚆矢とすると目される取り組みである。以後、全国の自治体で策定が進み、既に改定もなされるような状況にある。本研究では、情報システム調達ガイドラインの策定に関わる現状とその課題を論じる。

2. 研究の背景と目的

2000 年の IT 基本戦略において電子政府の実現が謳われて以降、日本政府のみならず、地方自治体において電子化の取り組みがなされてきた. 近時も 2013 年の「世界最先端 IT 国家創造宣言」では、政府の IT ガバナンス強化施策として、情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルールの整備を行う旨が表明された. これに基づき、2014 年に「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」[1]が決定されている. この中では、情報システム調達に関わる共通のルールも記載されている. 地方自治体においても、情報システム調達業務プロセスについて、ガイドラインの策定がなされている. その嚆矢は、2003 年の高知県による「高知県情報システム調達ガイドブック Ver.1」と目される. 以降、全国の自治体で同様のガイドライン策定がなされているものと考えられる.

2018年に至っては、例えば、東京都葛飾区が「葛飾区情報システム調達ガイドライン」[2]を改定するなど、策定済の自治体においては改定作業もなされるようになっている.

ここで、日本政府の事例や高知県のような先駆的事例、あるいは最近になって改定を行った葛飾区のような事例は耳目を集めることもあるが、一方で同種のガイドラインの自治体における策定状況は必ずしも明らかではない. IPA の調査では、2012 年段階で、ガイドラインの策定状況に関する調査もなされていた[3]. 以後、調査は継続されているが、ガイドラインの策定状況は調査項目ではなくなった. そこで本研究では、自治体における情報システム調達ガイドラインの策定状況を調査することとした. この調査により、情報システム調達ガイドラインの現状と課題を明らかにすることが本研究の目的である.

3. 研究の方法と対象

本研究では、自治体における情報システム調達ガイドラインの策定状況を調査する. その方法は、例えば、各自治体にアンケートを行うという方法が考えられる. 実情を正確に把握するという意味では、その方法が最適であるが、本研究では、策定されているだけではなく、外部から確認可能か否かも重要と考えて、Web 検索を用いた方法により調査を行うこととした.

具体的には、「情報システム調達ガイドライン、自治体名」と打ち込んで Google 検索を行い、その上位 10番目以内に、当該自治体における情報システム調達ガイドラインの情報が存在するか否かを確認した。このような方法や Google の検索結果についてはその適切性が問われる可能性があるが、[4]は政治行政に関する情報について Google の検索結果は偏りがなく適当なものを表示すると実証研究で明らかにしており、ひとつの調査方法および研究方法として、このような方法が採用され得ると考える。

本調査は、2018年11月12日に一括して行うこととした.この日に「自治体名」に都道府県名を打ち込んで検索を行った。

4. 結果

検索の結果,情報システム調達ガイドラインの存在を明確に確認出来たのは,和歌山県・岡山県・鳥取県・高知県・沖縄県であった.その他に,秋田県が「秋田県情報システム調達指針」という名称でガイドラインと目されるものを策定していた.以上の6県はガイドラインの存在が確認可能である.そのうち,和歌山県は2018年に第4版を公開しており,沖縄県も2018年の版を公開している.

また、北海道・宮城県・富山県・奈良県は、ガイドライン本体に関する情報は確認出来なかったが、他の行政文書などにガイドラインの策定がなされた旨の表記があり、間接的にその存在を確認出来た団体となる.上記の6県と合わせて、47都道府県中10道県で情報システム調達ガイドラインの存在がWeb上で確認されたことになる.

検索の過程では、「中野区情報システム調達ガイドライン」・「大阪市 ICT 調達ガイドライン」・「松阪市情報システム調達ガイドライン」・「浦安市情報システム調達指針」などの存在が確認された。都道府県の他に基礎自治体でも情報システム調達ガイドラインの策定事例があることが確認されたのである。

5. 考察と結論

本調査では、都道府県名を用いて、当該都道府県での情報システム調達ガイドラインの策定状況を確認した. IPA の調査では、2012 年時点で80%を超える都道府県で調達方法に関するガイドラインが策定済であるとの結果が示されていた[3]. 一方、本調査では、それ程に多くの都道府県における策定の状況を確認することが出来なかった. 本調査はWeb上での検索に留まるため、ガイドラインを策定していても情報を公開していないという事例は見落とされることになるが、一方で2012 年段階で策定済であるものの、その後、改定もされずに放置されている事例の存在も示唆されるところである.

情報システム調達ガイドラインが Web 上で確認出来ないということは、自治体内部で主に参照されるものとして扱われていることの証左である可能性もある. しかし、調達には相手方があり、その相手方も調達のあり方には関心を払うと考えれば、ガイドラインが容易に参照できないという現況は好ましい状況ではない. 情報システム調達ガイドラインが Web 上では十分に確認出来ないという現状は、そのまま自治体における情報システム調達ガイドラインのあり方に関わる課題となるのである.

本調査では、和歌山県や沖縄県のように 2018 年段階で最新の情報システム調達ガイドラインを公表している事例を発見した。情報公開という観点では、他の都道府県と比較して両県は先んじた取り組みを行っているものと考えられる。その他にも、基礎自治体レベルで情報システム調達ガイドラインを改定している事例も見受けられた。取り組みを深化させている自治体があり、対して立ち遅れている自治体もあるという自治体間格差が生じている可能性も指摘されよう。日本政府としては公共分野における情報システム調達について共通のルール作りを目指しているが、自治体間では差異が生じており、その差を埋めることも課題となっている可能性がある。

なお、本研究では、自治体において情報システム調達ガイドラインの他に、「情報システム最適化」の 取り組みがなされている点に言及していない。例えば、「庁内情報システム最適化計画」や「情報システム 最適化方針」の中で情報システム調達のあり方に言及されている可能性もあり、その点については今 後改めて確認をする必要がある. これは今後の研究課題であり、その作業は他日を期したい.

参考文献

- [1] 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定,"政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン", 2014
 - https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai58/honbun.pdf (最終アクセス 2018 年 11 月 12 日 以下も同様)
- [2] 葛飾区情報システム調達ガイドライン(平成 30 年度改定版), 2018 http://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/005/948/guide.pdf
- [3] IPA, "第5回地方自治体における情報システム基盤の現状と方向性の調査", 2012 https://www.ipa.go.jp/files/00002364.pdf
- [4] Richey Sean, Taylor J. Benjamin, *Google and Democracy: Politics and the Power of the Internet*, Routledge, 2017